

発行定日 毎週火曜日及び金曜日

奈良県公報

目次

ページ

○生活保護法に基づく医療機関の指定（保険福祉課）	一	称若しくは所在地の変更の届出（保険福祉課）	七
○右同	二	○生活保護法に基づく指定施術者からの施術所廃止の届出（保険福祉課）	七
○右同	三	○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	七
○右同	三	○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	七
○右同	四	○結核指定医療機関の指定（健康増進課）	七
○生活保護法に基づく指定医療機関の名称若しくは氏名又は所在地若しくは住所の変更の届出（保険福祉課）	四	○土地改良区の役員の就退任届（耕地課）	八
○生活保護法に基づく指定医療機関等の廃止の届出（保険福祉課）	四	○道路の位置指定（建築課）	八
○右同	五	○右同	九
○右同	五	○右同	九
○右同	五	○右同	九
○生活保護法に基づく施術者の指定（保険福祉課）	六	○開発行為に関する工事の完了（建築課）	九
○右同	六	（公 告）	
○右同	六	（正 誤）	
○生活保護法に基づく指定施術者の氏名若しくは住所又は施術所の名	七	○平成十七年七月二十六日付け奈良県公報第千六百八十九号正誤表（総務課）	一〇

告 示

奈良県告示第二百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年 月 日
森田薬王堂薬局	磯城郡田原本町室町二〇九―三	平成十七年二月二十日
木下クリニック	生駒市小平尾町四―一―一	平成十七年四月八日
ふじ薬局天理店	天理市富堂町一四七―二五	平成十七年四月一日
細井内科（診療所）	生駒市元町一―五―一六	平成十七年四月十一日
医療法人医真会植田医院	桜井市大字三輪四九六―一	平成十七年四月一日
木村歯科医院	吉野郡吉野町新子三六四	平成十七年四月一日
ひかり薬局老分店	生駒市有里町一〇七―一	平成十七年四月一日
おおよど薬局	吉野郡大淀町下湊三五九―一〇	平成十七年四月一日
医療法人のぞみ会 上田耳鼻咽喉科・アレルギー	生駒市谷田町八七三―一	平成十七年四月一日

奈良県告示第二百五十二号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也			科クリニック		
かないずみ胃腸科・内科 （診療所）		生駒郡三郷町東信貴ヶ丘一―八一二六	平成十七年四月六日		
いのうえ内科クリニック		天理市富堂町一四七―三	平成十七年四月一日		
さくら薬局大淀		吉野郡大淀町下測三七六一―一	平成十七年四月一日		

医療機関の名称		医療機関の所在地		指 定 年 月 日	
医療法人井田会 五位堂 こころのクリニック		香芝市瓦口二三二五 香芝木材 壺番館六階		平成十七年四月一日	
つじ眼科		香芝市下田西一丁目一〇―一九 メディカルプラザ香芝四階		平成十七年五月一日	
いで歯科クリニック		生駒市山崎町二番六号 幸前マ ンション一階		平成十七年五月一日	
ジャパンファーマシー薬 局 大淀店		吉野郡大淀町大字下測三五八		平成十七年四月一日	

ドレミ薬局		生駒市小平尾町四―六		平成十七年四月一日	
熨斗歯科医院		葛城市八川八一―二		平成十七年四月一日	
河田胃腸科医院		橿原市地黄町三二八―二		平成十七年五月一日	
はしもとクリニック		生駒郡平群町三里三八四―一		平成十七年五月二日	
李眼科		天理市川原城町三七七―一 グ ランドビル竹ノ花一階A―二		平成十七年四月十九日	
メイプル薬局平群店		生駒郡平群町大字三里三八四―一		平成十七年五月二日	
松岡こどもクリニック		生駒市谷田町八七〇―二 中谷 ビル三階		平成十七年五月九日	
椿本歯科医院		葛城市長尾一〇―一		平成十七年四月十三日	
ハート薬局		香芝市下田西一―一〇―一九		平成十七年三月二十二 日	
生駒橋本眼科		生駒市北新町一〇―四五 J I NOマンション一階		平成十七年四月二十五 日	
近藤クリニック真美ヶ丘 腎センター		北葛城郡広陵町馬見北六一―一 八		平成十七年五月一日	
上田歯科医院		御所市櫛羅九七―四		平成十七年四月一日	

奈良県告示第二百五十三号					奈良県告示第二百五十四号				
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。					生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。				
平成十七年八月二日					平成十七年八月二日				
奈良県知事 柿 本 善 也					奈良県知事 柿 本 善 也				
指定訪問看護事業者等の名称					医療機関の名称				
主たる事務所の所在地					医療機関の所在地				
訪問看護ステーション等の名称					医療機関の所在地				
訪問看護ステーション等の所在地					医療機関の所在地				
指定年月日					指定年月日				
医療法人医真会					医療法人植松クリニック				
桜井市大字三輪					八木植松クリニック				
医療法人医真会					へぐり歯科				
桜井市大字三輪					医療法人岡本クリニック				
平成十七年					みかみ歯科				
					下北山歯科診療所				
					吉野郡下北山村大字寺垣内一〇三三三				
					生駒郡三郷町勢野東六一一五一二二				
					平成十七年五月九日				

奈良県告示第二百五十四号				
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。				
平成十七年八月二日				
奈良県知事 柿 本 善 也				
医療機関の名称				
医療機関の所在地				
指定年月日				
よこた耳鼻咽喉科				
香芝市下田西一〇一〇一九メデイカルプラザ香芝三階				
平成十七年五月一日				
医療法人ますだ産婦人科				
橿原市見瀬町六〇七一一				
平成十七年五月一日				
明日香ウイメンズ・クリニック				
橿原市見瀬町六〇七一一				
平成十七年五月一日				
吉田歯科				
香芝市西真美二一三一二八				
平成十七年四月五日				

奈良県告示第二百五十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也															
医療機関の名称				医療機関の所在地				指定年月日							
やしき皮フ科				生駒市小平尾町四―一―二				平成十七年七月二十五日							
かきざきクリニック				大和郡山市本庄町二九七―一				平成十七年七月一日							
医療法人悠和会 きのした皮フ科クリニック				橿原市木原町二二五―一				平成十七年六月二十一日							
奈良県告示第二百五十六号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也															
指定医療機関の名称又は氏名		指定医療機関の所在地又は住所		変更事項		変更年月日		代表取締役		代表取締役		代表取締役		代表取締役	
キヨスミ薬局		大和郡山市本庄		旧		新		平成十七年		平成十七年		平成十七年		平成十七年	

奈良県告示第二百五十七号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也															
医療機関の名称				医療機関の所在地				廃止年月日							
五位堂こころのクリニック				香芝市瓦口二三一五 香芝木材壱番館六階				平成十七年三月三十一日							
財団法人天理よろづ相談所病院別所分院				天理市別所町八〇				平成十七年三月三十一日							
河田胃腸科医院				橿原市内膳町四―四三―一				平成十七年四月三十日							
樺本歯科医院				葛城市長尾一二四				平成十七年四月十二日							
ハート薬局				香芝市下田西一―一〇―一五				平成十七年三月二十一日							
日の出診療所				大和高田市日之出町一―一六				平成十七年五月一日							
町二―一				田中 進				三月十日							
奈良恵友堂キヨスミ薬局				大和郡山市柳町七―六 NKC 第一ビル				平成十七年三月十日							
代表取締役				田中 進				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			
代表取締役				田中 安貴子				代表取締役				田中 安貴子			

奈良県告示第二百五十八号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。		
平成十七年八月二日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
うめだ歯科	葛城市疋田二〇四一六	平成十七年五月三十一日
野村歯科医院	桜井市栗殿一〇二九一六	平成十七年四月三十日
森本歯科診療所	吉野郡吉野町上市一三七	平成十七年四月七日
佐野歯科医院 河合出張所	吉野郡上北山村大字河合三八一	平成十七年五月二十日
みかみ歯科	橿原市見瀬町五九七一六	平成十七年四月三十日

奈良県告示第二百五十九号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。		
平成十七年八月二日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
宮城医院	大和高田市南本町八一二〇	平成十七年六月三十日
林クリニック	大和郡山市九条町二九七一 KYビル三階	平成十七年六月三十日
きのした皮フ科クリニック	橿原市木原町丸久保二二五一	平成十七年六月二十日

奈良県告示第二百六十号		
生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関等を廃止した旨の届出があった。		
平成十七年八月二日		
奈良県知事 柿 本 善 也		
医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
成田歯科医院	北葛城郡河合町中山台一一三三 一〇	平成十七年四月三十日

奈良県告示第二百六十一号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也			<table><tr><td>上田耳鼻咽喉科・アレ ルギー科クリニック</td><td>生駒市谷田町八七三一</td><td>平成十七年三月三十一日</td></tr><tr><td>木村歯科医院</td><td>吉野郡吉野町新子三六四</td><td>平成十七年三月三十一日</td></tr><tr><td>森田薬王堂薬局</td><td>磯城郡田原本町阪手七四五</td><td>平成十七年二月十九日</td></tr><tr><td>医療法人医真会 植田 医院</td><td>桜井市三輪四九四―一</td><td>平成十七年三月三十一日</td></tr><tr><td>生駒総合病院</td><td>生駒市山崎新町二―二〇</td><td>平成十七年三月三十一日</td></tr><tr><td>月ヶ瀬村国民健康保険 直営診療所</td><td>月ヶ瀬村尾山二七九〇</td><td>平成十七年三月三十一日</td></tr></table>						上田耳鼻咽喉科・アレ ルギー科クリニック	生駒市谷田町八七三一	平成十七年三月三十一日	木村歯科医院	吉野郡吉野町新子三六四	平成十七年三月三十一日	森田薬王堂薬局	磯城郡田原本町阪手七四五	平成十七年二月十九日	医療法人医真会 植田 医院	桜井市三輪四九四―一	平成十七年三月三十一日	生駒総合病院	生駒市山崎新町二―二〇	平成十七年三月三十一日	月ヶ瀬村国民健康保険 直営診療所	月ヶ瀬村尾山二七九〇	平成十七年三月三十一日
上田耳鼻咽喉科・アレ ルギー科クリニック	生駒市谷田町八七三一	平成十七年三月三十一日																								
木村歯科医院	吉野郡吉野町新子三六四	平成十七年三月三十一日																								
森田薬王堂薬局	磯城郡田原本町阪手七四五	平成十七年二月十九日																								
医療法人医真会 植田 医院	桜井市三輪四九四―一	平成十七年三月三十一日																								
生駒総合病院	生駒市山崎新町二―二〇	平成十七年三月三十一日																								
月ヶ瀬村国民健康保険 直営診療所	月ヶ瀬村尾山二七九〇	平成十七年三月三十一日																								
施術者の氏名及び住所 松村 雅行 大和高田市中三倉堂二―七一 八一三	施術所の名称及び所在地 松村鍼灸整骨院 大和高田市中三倉堂二―七一 八一三	指 定 年 月 日 平成十七年四月一日																								
阪口 勝彦 橿原市石川町四二五 オーク	さかくちマッサージ 橿原市石川町四二五 オーク	平成十七年五月十二 日																								

奈良県告示第二百六十二号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也			<table><tr><td>マンション三〇一号室</td><td>マンション三〇一号室</td><td></td></tr><tr><td>西村 育寿 五條市本町一―三―二〇</td><td>育寿鍼灸指圧院 五條市本町一―三―二〇</td><td>平成十七年五月十日</td></tr><tr><td>稲村 一伸 橿原市石原田町二二―一―四</td><td>みのり整骨針灸院 橿原市石原田町二二―一―四</td><td>平成十七年四月二十 日</td></tr></table>						マンション三〇一号室	マンション三〇一号室		西村 育寿 五條市本町一―三―二〇	育寿鍼灸指圧院 五條市本町一―三―二〇	平成十七年五月十日	稲村 一伸 橿原市石原田町二二―一―四	みのり整骨針灸院 橿原市石原田町二二―一―四	平成十七年四月二十 日
マンション三〇一号室	マンション三〇一号室																
西村 育寿 五條市本町一―三―二〇	育寿鍼灸指圧院 五條市本町一―三―二〇	平成十七年五月十日															
稲村 一伸 橿原市石原田町二二―一―四	みのり整骨針灸院 橿原市石原田町二二―一―四	平成十七年四月二十 日															
施術者の氏名及び住所 柴田 宗人 吉田 幸紀	施術所の名称及び所在地 石原田整骨院 橿原市石原田町二九七―一 よしだ整骨院 大和郡山市柳三―三七―一	指 定 年 月 日 平成十七年六月一日 平成十七年六月二十 三日															

奈良県告示第二百六十三号 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第四十九条の規定により、次のとおり施術者の指定をした。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也								
--	--	--	--	--	--	--	--	--

奈良県告示第二百六十四号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也			奈良県告示第二百六十五号 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条の規定において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術者から次のとおり施術所を廃止した旨の届出があった。		
施術者の氏名及び住所			施術所の名称及び所在地		
田邊 大輔 大阪市生野区巽東二―三―三 三―四〇五			喜望整骨院 北葛城郡王寺町久度三―五― 一九		
田中 章喜 生駒市小瀬町五五―一―一			田中接骨院 生駒市小瀬町五五―一―一		
平成十七年六月一日			平成十七年六月一日		
施術者の氏名及び住所			施術所の名称及び所在地		
松村 雅行			三倉堂松村接骨院 大和高田市中三倉堂二―七― 七一		
平成十七年三月三十 一日			廃止年月日		
奈良県告示第二百六十六号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、結核指定医療機関として次のとおり指定した。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也			奈良県告示第二百六十七号 結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の結核指定医療機関は、その指定を辞退した。 平成十七年八月二日 奈良県知事 柿 本 善 也		
名 称			所 在 地		
財団法人天理よろづ相談所病院白川分院			天理市岩屋町六〇四番地		
平成十七年七月七日			指定年月日		
桐山医院			橿原市大軽町一二三―一		
平成十七年七月七日			指定年月日		

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
林クリニツク	大和郡山市九条町二九七一 KY ビル三階	平成十七年六月三十日

奈良県告示第二百六十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、市場土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 川口 勉 大和高田市市場五七四

嶋越 邦臣 岡崎九

守道 喜保 市場四八一―一

上島 房三 〃 二〇〇

松村 謙三 〃 三四七―二

岡橋 重夫 〃 二〇一

岡本 圭司 〃 二一〇

藤村 昌良 〃 二二五

中井 豊一 〃 四五五

山本 謙一 〃 五九二

松村 信彦 〃 四四三

鶴山 一夫 〃 三六―三

山口 善博 〃 七四五

岡田 正一 〃 岡崎四三

仲 勝 〃 市場二四一―一

山口 繁秋 〃 四三〇

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	松村 謙三	大和高田市市場三四七―二
〃	川口 勉	〃 五七四
〃	鶴山 一夫	〃 三六―三
〃	上島 房三	〃 二〇〇
〃	岡橋 重夫	〃 二〇一
〃	藤村 昌良	〃 二二五
〃	西岡 成憲	〃 二五三
〃	中井 豊一	〃 四五五
〃	松村 信彦	〃 四四三
〃	山本 謙一	〃 五九二
〃	守道 順啓	〃 四八一―一
〃	庄田 耕司	〃 七四九
〃	中川 廣	〃 岡崎三四
〃	岡本 良夫	〃 三七
〃	山口 繁秋	〃 市場四三〇
〃	坂本 隆司	〃 一九五

奈良県告示第二百六十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県奈良土木事務所長から報告があった。

平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 指定の場所（平成十七年七月八日現在の地番による。）

天理市合場町三八番ノ一の一部

二 申請者氏名 株式会社アイア奈良 代表取締役 南正利

三 申請者住所 北葛城郡河合町泉台三丁目八番一八号

四 道路の幅員 四・〇メートル

五 道路の延長 二九・八一メートル

六 指定年月日 平成十七年七月十五日

七 指定番号 奈土第一七〇一号

奈良県告示第二百七十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。
平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十七年四月二十七日現在の地番による。）
香芝市五位堂三丁目五九二番地ノ五の一部
- 二 申請者氏名 定井義春
- 三 申請者住所 香芝市五位堂四丁目二六五番一号
- 四 道路の幅員 四・二〇メートルから四・五〇メートルまで
- 五 道路の延長 三四・七一メートル
- 六 指定年月日 平成十七年七月二十日
- 七 指定番号 高土第一六〇八号

奈良県告示第二百七十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。
平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十七年七月十一日現在の地番による。）
桜井市大字戒重五三九番地ノ一及び五四二番地ノ一〇
- 二 申請者氏名 株式会社栄光ホーム 代表取締役 中原久夫
- 三 申請者住所 桜井市大字谷三七番地の一〇
- 四 道路の幅員 五・二〇メートル
- 五 道路の延長 一二・〇七メートル
- 六 指定年月日 平成十七年七月十二日
- 七 指定番号 桜土第一七〇四号

奈良県告示第二百七十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県桜井土木事務所長から報告があった。
平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 指定の場所（平成十七年七月八日現在の地番による。）
桜井市大字西之宮三四番地及び三五番地の各一部
- 二 申請者氏名 前川勝也
- 三 申請者住所 奈良市西ノ京町四〇八番地の一三
- 四 道路の幅員 四・五〇メートル
- 五 道路の延長 三一・〇〇メートル
- 六 指定年月日 平成十七年七月十二日
- 七 指定番号 桜土第一七〇五号

公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。
平成十七年八月二日

奈良県知事 柿 本 善 也

- 一 許可番号
平成十七年六月十三日第七六一二六号
- 二 検査済証番号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十七年七月二十五日第六二七八号
- 三 開発区域に含まれる地域
橿原市上品寺町三四一番地ノ一及び三四二番地ノ一
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
橿原市上品寺町一七五番地
寺西悟
橿原市上品寺町二八五番地

森岡勉

正 誤

平成十七年七月二十六日付け奈良県公報第千六百八十九号正誤表

ページ	段	行	誤	正
一	目次中「平成十七年五月二十日付け奈良県公報第千六百七十号正誤表」は「平成十七年七月一日付け奈良県公報号外第十四号正誤表」の誤り。			
十九	正誤中「平成十七年五月二十日付け奈良県公報第千六百七十号正誤表」は「平成十七年七月一日付け奈良県公報号外第十四号正誤表」の誤り。			

【定 価】 一か月 二千三百円 一部売り 一枚につき三十円（共に、送料別）

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二―三二―一〇二代

印 刷

株 式 会 社 春 日

奈良市三条栄町九一―一八
電話 〇七四二―三五―七三二代

本誌は再生紙を使用しています。

